役員候補者選挙規程

（目的）

第１条　この規程は、一社）日本言語聴覚士協会（以下、本協会という）の定款第18条第3項に基づき、社員総会の決議によって選任する理事及び監事候補者の選出を円滑に行うために定めるものとする。

（役員候補者選挙管理委員会の設置）

第２条　本協会は役員候補者の選出を行うために、役員候補者選挙管理委員会を置く。

２　役員候補者選挙管理委員会は、理事及び監事候補者の選挙を管理、運営することを目的とする。

３　役員候補者選挙管理委員長及び委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

４　役員候補者選挙管理委員（委員長を含む）は10名以内とし、次期役員候補者選挙管理委員が任命されるまでを任期とする。

５　役員候補者選挙管理委員は、立候補者及び立候補者の推薦人になることはできない。

（役員候補者選挙管理委員会の業務）

第３条　役員候補者選挙管理委員会は、次の業務を行う。なお、業務執行に伴う事務的作業については、本協会事務所に委託することができる。

（１）　役員候補者選挙の告示

（２）　立候補届の内容確認と受理、及び立候補者の公開

（３）　選挙人名簿の整備

（４）　投票及び開票の管理、投票の有効と無効の判定

（５）　投票結果の確認及び会員への報告

（６）　その他選挙に必要な事項

（選挙人）

第４条　投票日より3ヶ月以上前から正会員であった者を選挙人とする。

２　選挙人は役員候補者選挙の選挙権及び被選挙権を有し、かつ立候補者の推薦人になることができる。

（監事の定数について）

第５条　定款第21条の監事の定数は、正会員枠と有識者枠の2種とする。

（１）　正会員枠：本協会の業務に精通した正会員2名を定数とする。

（２）　有識者枠：法律又は会計制度に精通した会員外の有識者1名を定数とする。

（選挙の告示）

第６条　選挙の告示は、次の事項を明示して投票日の60日以前に行わなければならない。

（１）　立候補受付期間（14日間）
（２）　投票日
（３）　投票受付期間（投票日から起算して7日間）
（４）　開票日（投票日から30日以内）
（５）　その他必要事項

（立候補等）
第７条　理事、監事になろうとする者は、立候補受付期間内に役員候補者選挙管理委員長に届け出るものとする。ただし立候補を届け出るには、2名の推薦人を要する。
２　理事と監事の重複立候補はできない。
３　本協会の代議員は、立候補することができない。
４　都道府県士会に入会していない者は、立候補することができない。
５　同一推薦人は、理事については2人まで、監事については1人だけ推薦することができる。
６　前項の推薦人となった者は、役員の種別に拘わらず立候補することができない。
７　立候補者は、役員の種別に拘わらず他の立候補者の推薦人になることはできない。
８　理事候補者選挙の立候補者が定款第21条で定める定数以下の場合並びに監事候補者選挙の立候補者が本規程第5条の正会員枠以下の場合は、当該候補者選挙を無投票とし、理事会は定数に不足する数の候補者を推薦することができる。
９　本規程第5条が規定する有識者枠の候補者は理事会が推薦する。

（選挙公報）
第８条　選挙公報は、次の事項を明示して投票日の14日以上前に公開しなければならない。
（１）　立候補者の氏名、所属士会名、勤務先、略歴、立候補の趣旨及び推薦者氏名。
（２）　その他必要事項（選挙方法等）

（投票、開票及び得票順位の決定）
第９条　投票は無記名とし、インターネットを介したオンライン投票システムにより行う。
２　記名方法は、以下のとおりとする。
（１）　理事の投票は、10名以内の連記投票とする。
（２）　監事の投票は、2名以内の連記投票とする。
３　開票にあたっては、立候補者の求めがあれば、役員候補者選挙管理委員会が選出した立会人を置くことができる。立会人は、オンライン投票システムの得票数集計結果の確認を行う。
４　得票の多い順に立候補者の順位付けを行う。得票が同数の場合は、役員候補者選挙管理委員会が抽選で順位を決める。

（選挙結果の公表と選挙の終了）
第１０条　前条に掲げる投票を実施した場合には、立候補者の氏名等並びに得票順位と得票数を役員候補者選挙管理委員会が会員に公表する。

２　選挙が無投票となった場合には、立候補者並びに本規程第7条第8項と第9項に基づく理事会推薦者の氏名等を、役員候補者選挙管理委員会が会員に公表する。
３　本条第1項並びに第2項の公表をもって選挙を終了する。
４　役員候補者選挙は、次期総会開催日の1ヶ月前までに終了しなければならない。

（その他）
第１１条　社員総会における役員の選任手順は、役員の選任方法に関する規程によるものとする。

（規程の改廃）
第１２条　この規程は、理事会の決議により改廃することができる。

付則
１　この規程は、平成 21 年 12 月 6 日より施行する。
２　この規程は、一部変更の上、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
３　この規程は、一部変更の上、令和 3 年 7 月 4 日より施行する。
４　この規程は、一部変更の上、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。
５　この規程は、一部変更の上、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。